平成２１年（フ）第１０７５号
熊本市新大江１丁目12番14　メゾンドルノン108号
債務者　藤原　康史
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１１４号
熊本市戸島１丁目８番25号
債務者　渡辺　京子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１５９号
熊本県宇土市善道寺町728番地１　サンモール・エル202号
債務者　志垣　裕一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４９５号
愛知県海部郡美和町大字木田字道下64番地の１　コーポ道下Ｂ棟201号
債務者　武藤　正和
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９４号
栃木県宇都宮市雀の宮６丁目２番23号
債務者　伊藤　修平
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０７号
栃木県鹿沼市西茂呂１丁目15番地４　パールハイツＡＢＥ105号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大師町４番17号　レオパレス202
債務者　花田　亜紀（旧姓稲川）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２３号
栃木県宇都宮市中今泉１丁目17番22号　ナイスフィルプレイス宇都宮304号室、前住所栃木県宇都宮市西川田町983番地２　サングリーン小平Ａ205
債務者　星野　香折
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３４号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅19号棟37号室、前住所栃木県宇都宮市東町20番地　コーポ鷹301号室
債務者　神山　　修
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３６号
栃木県宇都宮市東町308番地８
債務者　平井　芳恵
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３７号
栃木県河内郡上三川町大字石田2021番地１
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４３号
栃木県下都賀郡壬生町駅東町４番24―232号町営下台団地、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3020番地２
債務者　鈴木　裕己
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４４号
栃木県宇都宮市御幸町22番地21
債務者　大根田　強
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３８号
栃木県宇都宮市松が峰２丁目５番11号　田中コーポ503、前住所栃木県宇都宮市住吉町17番11号　サーパス住吉第２―305
債務者　飯田　博子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４０号
栃木県宇都宮市新町２丁目８番20号　新川マンション103号、住民票上の住所栃木県宇都宮市清原台２丁目12番６号
債務者　大塩　友行
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４１号
栃木県那須烏山市神長752番地１　那須烏山市営神長住宅1002号
債務者　菅谷　行子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係